

第 1 2 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事 2 名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事、教育総務課 文化財係学芸員
公開の可否	公開 傍聴人数 1 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1 . 第 5 7 号議案 豊島区文化財の登録について（答申） 2 . 第 5 8 号議案 異議申立てに係る決定について 3 . 第 5 9 号議案 臨時職員の任免 3 . 報告事項 臨時職員の任免 4 . 報告事項 非常勤職員の任免	

審議経過

委員長)

第12回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は廣田委員と加藤委員にお願いいたします。傍聴希望の方が1名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。なお、個人情報や人事に係る案件がありますので、傍聴については第57号議案のみ認めることとします。

(委員全員了承)

(1) 第57号議案 豊島区文化財の登録について(答申)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

考古資料の登録理由のところに、大名藩邸としての遺跡の性格を反映するものとあります。これはどういう意味なのでしょう。

教育総務課文化財係学芸員)

大名藩邸とは、今でいう治外法権の米軍基地が国内にあるようなものです。屋敷の中の物品の調達は江戸の近くですることもあるのですが、かなりの部分を国許、地元から持ってくるのが特徴として挙げられます。例えば尾張藩邸ですと瀬戸物が多く出てきますし、唐津の方ですと薩摩焼が出てきたりします。今回の領地は石岡市に位置することから、地元の焼き物を持ってきていることが特徴といえます。

委員)

『北大塚遺跡の発掘調査』の資料の中で、今回の遺跡とかかわるところはあるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

この資料は今年の3月に発行したものです。今、話をしたような具体的な大名藩邸については書かれておりませんが、大土玉という資料が載っております。これには北海道から東北にかけての人名や地名が多く書かれ、考古資料としては大変珍しいものです。

教育総務部長)

大土玉の大きさはどれくらいでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

手のひらにのるサイズで7センチメートルくらいでございます。通常、出土遺物は焼き物が多いのですが、大土玉は磨いて作っているということが特徴でございます。出土したときはほとんど崩れて溶けかけていましたが、特殊な溶液で復元して資料に載っているような形にしました。性格は全く謎でして、引き続き調査をしたいと思います。

委員)

大土玉は蓋のようになっているのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

これはもともと1つのかたまりでして、横に刻み目があります。そのところで割れて

しまい、蓋のように見えてしまうのだと思います。

委員)

土を固めて水をつけて磨くとピカピカになります。大土玉はそういうイメージでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

この土玉は土が特殊でして、北大塚で採れる土ではないようです。化学分析はしていませんが、京都の焼き物の土に似ています。かなり細かく水肥をかけているので、その辺りの土を取ったのではなく、意識的にそのような土を持ってきたのだと思います。

教育長)

先日、大塚地区の地域ビジョン懇談会に出席をしたときに、太田道灌の道灌通りというものがあると伺いました。下屋敷と先代の江戸城を造った太田道灌との絡みはないのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

18世紀代に雑司が谷、高田辺りにも下屋敷がございました。立地の条件としては、見晴らしの良い傾斜地という共通点がございます。下屋敷の庭園を整備いたしまして、趣味の庭造りや大名のお付き合いでお茶室を作ってお招きしたりします。ここの屋敷辺りも大塚駅に向かって大きな斜面がございまして、南向きで見晴らしも良いので庭造りをしたのではないかと思います。それに遡る歴史的標識は少ないのですが、江戸橋通りや折戸通り沿いの交差点には12世紀くらいに遡る火山灰を含んだ遺構も出てきています。中山道や江戸橋通りの成立はかなり古く遡ってくると思います。

教育長)

こうした文化財の登録と関連したものが広がっていくと、歴史的な経緯が分かり、町づくりにも反映します。古い歴史を知ることは教育的にも意味があることですので、引き続き調査に期待したいと思います。

委員)

石岡市は陶磁器で有名な産地というわけではないのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

石岡市は特に陶磁器の有名な産地というわけではありません。ただ、地場で使う重い火鉢などは地元で焼いています。

委員)

大土玉の中は空洞なのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

中は空洞ではなく、土が詰まっています。

委員)

出土遺物はどこに保管しているのでしょうか。また、一般公開をしたり、子どもたちが見る機会などはないのでしょうか。

教育総務課長)

発掘した遺物は巣鴨にある遺跡調査会に運び、整理し、保管をいたします。全部で天箱に1万箱くらいあり、巣鴨に2000箱くらい、旧第十中学校に8000箱くらい保管してあります。一般公開については、毎年11月に文化財ウィークという事業があり、本庁舎ロビーに展示します。常時展示はありません。

委員)

学校に発掘遺物を展示することはできないのでしょうか。

教育総務課長)

発掘遺物は調査して報告書にまとめれば目的は達成します。登録文化財を展示して、興味、関心を持っていただくことは良いと思います。発掘遺物をもっと活用して小学生の授業等に生かしていくべきであるという話が教育の事務の点検・評価委員会でも出ましたので、研究していきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第57号議案了承)

(2) 第58号議案 異議申立てに係る決定について

<教育総務課長、教育総務部長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

決定文(案)の書き方なのですが、決定者である教育委員長の名前が最後に書いてあり、異議申立人の名前が始めにきています。このような書き方が正式な文書なのでしょうか。

教育総務課長)

過去の資料を参考にしながらこの案文も作りましたが、もう一度確認したいと思います。裁判の判決文などはこういう形式になっております。

委員)

裁判に訴える方向性はあるのでしょうか。

教育総務課長)

この決定文を受けてどう判断をされるか、まだわからない状態です。

委員長)

個人情報保護審査会のメンバーはどういう方たちなのでしょうか。法律の専門家はいるのでしょうか。

教育総務課長)

5名から成り、会長は弁護士です。委員4名は大学の法学部の先生や官庁出身の方たちです。

教育長)

教育委員会が外に向かって委員長名を出して文書を発信しなければいけません。教育委員会の委員の身分を守るという観点から、公正・中立さをもってきちんと審査されるべき

です。こうした人権上の配慮はどうなっているのでしょうか。

教育総務課長)

教育委員の名前や写真についてはホームページで公開されております。会議規則で会議の秩序維持等を図ることはできますが、対外的には教育委員会事務局が対応していくことで委員の公正・中立性は保てると考えております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第58号議案了承)

(3) 第59号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

退任されたのは都費職員なのでしょうか。

教育指導課長)

東京都の正規職員が病気休暇になったので、代替職員にも東京都から給与が支給されます。新任の方も同様でございます。

委員)

年末調整に向けた繁忙期は他校の嘱託員が応援にくるとのことですか。

教育指導課長)

本日から11月いっぱい応援に来てくれるとのこと。週4日勤務のうち半分を当該中学校で勤務します。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第59号議案了承)

(4) 報告事項第1号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

用務職員はどのように配置されているのでしょうか。

教育総務課長)

原則2名配置でございます。病気休暇や緊急時対応のために臨時職員を配置することがあります。また大規模な15学級以上の学校には3名配置しております。

委員)

豊島区では学校用務について民間委託はしていないのでしょうか。

教育総務課長)

幼稚園3園は平成20年度から民間委託をしております。小学校1校を今年度から民間委託をしております。用務職員については退職不補充という方針ですので、その分を委託していこうということでございます。

委員)

私は実際に民間委託の経験がありますが、非常に誠意をもって仕事をしてくれる会社は多いと思います。病気休暇や欠員が出た場合は会社で補充をしてくれますので、区としても学校としても助かります。大変メリットのあることだと思います。

委員)

民間委託をする場合、そういった専門の会社はあるのでしょうか。

教育総務課長)

23区のなかでもいくつかの区は民間委託をしておりますので、業者もいくつかあります。委託は派遣ではなく請負ですので、校長の指示命令内容が重要になってきます。業者に任せるとのことですので、仕様書などをきちんと整備していくことが大切です。

委員)

委託と派遣は違うのでしょうか。

教育総務課長)

派遣は派遣元の職員を派遣先で指示命令ができます。委託は業者におまかせですので、契約内容をあらかじめきちんと整備する必要があります。

委員)

補足しますと、契約内容により時間外勤務やさまざまな要求も可能です。契約前に区できちんと検討委員会を立ち上げ、契約条件を決め、そのとおりに契約を結べば、それに違反したときは契約解除もできます。基本的には清掃会社がこういった事業をしています。利点としては掃除もきちんとしてくれます。

学校運営課長)

学校用務委託については、学校運営課で担当しております。今年度は小学校を1校委託しましたが、委託にあたっては業者選定委員会を立ち上げ、小・中学校の校長1名ずつに入らせていただきました。清掃会社の他にビル管理会社もあります。小学校につきましては今年が初めてですので、委託検証委員会を設けて、教育総務部長を委員長として、学校長、用務職員の代表にも入らせていただき内容について点検をしたところでございます。改善点はまだございますが、学校長の評価といたしましては非常に良くなったということです。改善点を直しながら継続していきたいと考えております。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第2号 非常勤職員の任免

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

学校医は年齢要件はないのでしょうか。

学校運営課長)

要綱においては70才の誕生日を越える年度末までということになっております。教育委員会の承認があればそれを越えて委嘱できます。学校医につきましては医師会の推薦でございまして、年齢要件を伝えてはいるのですが、適任者がいないというのが現状です。医師会とは引き続き協議をしていきたいと思っております。

委員)

医師会の推薦というのは大きいのでしょうか。

学校運営課長)

学校医につきましては、すべて医師会からの推薦です。学校医を個別に直接お願いする形はとっておりません。

委員)

正規の学校医はいないのでしょうか。

学校運営課長)

学校医はすべて非常勤でございます。

委員長)

年齢は人それぞれですが、要綱の内容を医師会にはきちんと伝えていただきたいと思っております。

学校運営課長)

年齢については監査でも指摘されていますし、教育委員会においても何度か話題になったところです。この件については医師会とは話をしておりますが、来月また打ち合わせがありますので、新任の際の70才という基準をきちんと守っていただきたいという申し出を再度したいと思っております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) その他

決算特別委員会質疑概要

新型インフルエンザの状況について

(午後4時00分 閉会)